

川越市監査委員公表第5号

監査の結果に係る措置について

令和8年6月29日付け川監委第5017号の監査結果の報告に基づき、川越市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、公表する。

令和8年8月27日

川越市監査委員	岡	田	昭	文
同	石	川	隆	二
同	山	木	綾	子
同	中	原	秀	文

川総第191号

令和8年8月25日

川越市監査委員 様

川越市長 森 田 初 恵

監査の結果（意見）に対する措置の内容について（報告）

令和8年6月29日付け川監委第5017号で報告を求められた事項につきまして、別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

記

1 こども未来部 1件

措置状況の報告（意見）

こども未来部（R8. 5. 13、14 実施監査）

チェック事項 所属名		現金の管理について
児童センター こどもの城	意見	・前回の定期監査で、児童センタープラネタリウム観覧料について、現金出納簿の出金の件数欄に記載がなかった件は、今回も措置されていなかった。 公金等取扱い基本マニュアルにのっとり、適正に事務処理をすること。 現金の管理については、令和6年度のこども育成課に対する定期監査において注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかったため、意見としたものである。今回の指摘を真摯に受け止め、適正な事務の執行に努められたい。
	措置状況	現金出納簿（プラネタリウム観覧料）の記載漏れをしてしまった出金件数を追記し適正に修正を行いました。また、今後の記載漏れを防ぐため、データ入力セルに色を付けて注意喚起を行うように、データ修正を実施しました。 改めて、会計規則及び公金等取扱い基本マニュアルの内容を十分に理解し、今後は、適正な事務処理を実施してまいります。